

愛川町教育委員会

令和4年3月22日

教育次長	亀井敏男
教育総務課長	宮地大公
指導室長兼教育開発センター所長	茅泰幸
生涯学習課長	上村和彦
スポーツ・文化振興課長	松川清一
教育総務課主幹	熊坂健一

◎開会

- （佐藤教育長） それでは、本日の出席者は5人です。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

2月の定例会分でございますが、会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回の会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

それでは、資料1に基づき報告をいたします。

令和4年3月1日から3月21日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をいたします。

3月1日、町定例会1日目。

2日、新採用の教職員内示。小学校2名、中学校5名、中学校の養護教諭1名ということで、各学校、勤務校を内示いたしました。

3日、町議会定例会2日目。

4日、町議会定例会3日目。まん延防止等の延長になりましたので、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。

7日、教職員の面接。

8日、町議会定例会の4日目、これは個人質疑になります。

9日、立志式動画撮影。本年度も立志式については録画でのメッセージということになりましたので、ここで撮影をいたしました。

10日、町議会定例会5日目。これは会派代表の質疑になります。

11日、教育民生常任委員会（補足説明・現地調査）。

相談指導教室のヒアリングを行いました。来年度に向けての教育指導の運営等も含めてのヒアリングです。

青少年指導員会議が行われましたので参加をいたしました。1期2年で、今年度末で任期終了ということになります。

12日、SC相模原の開幕戦。相模原ギオンスタジアムに行ってきました。この日は親子無料招待ということで、愛川町の約30組の親子が観戦をしていました。

13日、厚木児童相談所の竣工式・内覧会。とても近代的な建物で、一時保護所も25名の児童・生徒が入れるようになっており、全室個室です。プライバシーなども含めて非常によくできている施設だと思いました。

14日、政策調整会議、第6次総合計画の策定庁内検討委員会が行われました。

午後に土地利用調整委員会。そして交流職員、企業研修に行かれた先生の教職員面接を行いました。

15日、田代小学校へ学校訪問に行ってきました。

16日、十四歳立志式。今年度は講演をしていただける荻田さんの冒険事務所から、YouTubeで配信をして立志式を行いました。質問等もリアルタイムでできて、とてもよかったですと思いました。

小・中学校の管理職内示。

17日、教育民生常任委員会（教育関連）ということで、新年度予算について説明をさせていただきます。

18日、生涯学習推進プラン推進委員会が行われました。

以上でございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がございませんので、教育長報告についてはご了承願います。
次に、令和4年第1回愛川町議会定例会について、資料2に基づき報告をいたします。
教育次長。

○（亀井教育次長） 資料2をご覧ください。

令和4年第1回愛川町議会定例会一般質問についてのご説明でございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。今回は2名の議員から、それぞれ1項目ずつ質問をいただきました。それぞれ答弁概要をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

鈴木信一議員からは、学校教育環境の充実・整備についてをテーマに3点質問をいただきました。

1点目の学校トイレの洋式化の現状と今後の計画についてであります。現状、町では平成25年度以降、小学校で50基、中学校で66基の洋式化を行い、洋式化率は小・中学校全体で56.4%となっており、この数値は全国平均値とほぼ同水準となっております。

学校トイレの洋式化は児童・生徒の衛生面や利便性の向上を図る上で重要であり、また、学校施設が地域の防災拠点となっていることから、国庫補助などを活用し、引き続き計画的に洋式化を進めていきたいと答弁をしております。

2 ページをご覧ください。

2 点目の教職員の時間外勤務の現状と課題についてであります。教職員の多忙化は全国的な課題であり、県の指針を達成できるよう努めているものの、管理職や学級担任、経験の浅い職員の時間外勤務が多い傾向にあり、加えて中学校では部活動顧問の時間外在校時間が多い状況となっております。

特にコロナ禍において教職員の負担増が懸念される中、業務支援員予算の確保や業務の ICT 化といった課題に対応していかなければならないことを踏まえ、校長会議での検討や教頭先生を構成員とする教職員業務改善検討委員会において、学校ごとの働き方改革の取組などについて情報共有を図っております。また、ICT 機器活用による会議資料のペーパーレス化や会議の統廃合、部活動の見直しなどに取り組み、資料 3 ページになりますが、徐々に成果が見え始めております。

児童・生徒の健やかな成長を促すため、教職員自身の指導力、授業力を高めるための時間や、子ども達と向き合う時間の確保のため、引き続き学校現場の状況把握に努めながら、教職員の働き方改革を推進する旨、答弁しております。

次に、3 点目の通学路の安全対策の取組と課題についてであります。町では関係部課長や学校長、PTA 代表、厚木警察、厚木土木事務所の職員などを構成員とする通学路安全対策協議会を設置するなどして継続的な取組を推進しており、特に千葉県八街市の事故を受け、通学路の安全点検を各学校に指示するとともに、危険箇所に係る区画線の補修やカラー舗装工事、啓発看板の設置などを進めてまいりました。

資料 4 ページになります。

さらに、厚木土木事務所では、危険箇所へのラバーポールの設置、警察では中津太田交差点への歩行者用信号機を設置するなど、関係機関と連携しながら着実に取組を進めております。

しかしながら、横断歩道が必要と思われる場所であっても、交通規制等、様々な課題があり、効果的な安全対策が施せないケースもありますが、引き続き厚木警察署や厚木土木事務所との連携を強化し、継続的な取組を進める旨、答弁いたしました。

資料は 5 ページです。

小林敬子議員からは、医療的ケア児に対する支援について、法の成立を受けての町の対応について質問をいただきました。

まず、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律は、国、地方公共団体等の責

務を明らかにするとともに、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。また、基本理念では、医療的ケア児が他の児童と共に教育を受けられるよう最大限配慮することや、支援に当たっては、その意思を尊重し、保育所や学校設置者は適切な支援を行う責務を有するものとされております。

町の保育所では、これまで入所希望はありませんでしたが、学齢児の対象者については、医療的ケアについて県教育委員会と協議し、国庫補助を活用しながら看護介助員の配置等、環境整備に努めております。

医療的ケア児への支援については、看護師の確保といった課題があるものの、医療的ケア児と保護者の意思を尊重し、安心した生活や学習の場となるよう適切な支援を行っていく旨、答弁をしております。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑等があればお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 教職員の時間外勤務の件と関連してですけれども、この教職員の働き方改革を進めることはまさに責務であるというふうに感じておりました、先進的な学校の様子等も拝見しながらペーパーレス化等を進めることは非常にいいことだなど。環境面から見てもいいことだなどと思っています。

そこで、この定例教育委員会においても、そういった方向を検討しているかどうか。つまり、我々毎回こうやって数センチに及ぶような書類を、恐らくどなたかが印刷をされて、綴じ込みをされてという作業が多分あると思うんですね。一方で、教育委員会の人員が増えているかという、そんなことは全くなく、つまり学校の働き方改革を進めると同時に、教育委員会内の働き方改革も進めるべきだろうと考えています。そのうちの一つは、こういうペーパーレス化が一つ大きな手だてであると思うんですよね。なので、そういったものを検討されているかどうか。ごめんなさい、ちょっとこの定例質問からずれるんですけれども、ぜひ伺いしたいと思っています。

○（佐藤教育長） 教育次長。

○（亀井教育次長） 教育次長です。

大変ありがたいご提言、ありがとうございます。

具体的な検討をしているわけではございませんが、失礼な言い方になってしまうかもしれま

せんが、毎回この資料を皆さんのお手元へ配付に私どもの職員が行っています。梅澤委員さんのようにICT機器を活用されて、もちろん皆さんもそうだと思いますが、ぜひ教育委員会としては、今のご提言を受けて、今後のこの教育委員会資料の在り方については検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○（梅澤委員） 私ごとなんですけれども、職場でも一昨年度までは全て会議は紙ベースでした。しかしながら、このコロナで一気に変わったものの一つが、ペーパーレス化なんですね。非常にいろんな無駄がなくなると思いますので、ぜひ前向きにご検討いただけると、いろんな方の負担も減るかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○（佐藤教育長） 他に、今の件で何かご意見ございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 1点だけ補足です。

取扱い注意の案件だけについては、メールでの配信はやめたほうがいいです。我々はサイボウズという二重セキュリティがかかっているところに確実に置くような、そういう約束了解があるのですが、推察するに、町にそういうものがあるとは現状思えません。となったときに、重要なものだけ、人事案件であるとか、そういったものだけは当日配付でやるのが望ましいかなというふうに思います。

○（佐藤教育長） 多かれ少なかれ、そういう方向で動いていくことは間違いないと思います。今のお話のとおり、パソコンもタブレットも用意しないといけない、そういう問題もあり、議会でもそういう動きがあります。ですから、今後そうなると思いますが、併せて研究していきたいと思っています。

よろしいでしょうか。榮利委員さん、ご意見ございますか。

○（榮利委員） 特にありません。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

大貫委員さんはよろしいですか。

○（大貫委員） はい。

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、令和4年第1回愛川町議会定例会については、ご了承願います。

日程第2、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3

- （佐藤教育長） 日程第3、議案第20号 学校運営協議会規則・要綱の制定についてを議題といたします。

詳細につきましては担当より説明申し上げます。

指導室長。

- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 学校運営協議会制度導入についてでございます。

3月16日に行われました町議会総務建設常任委員会で、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定が承認されました。

承認された内容といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校ごとに学校の運営及び運営に必要な支援に対して協議する学校運営協議会を設置することができるため、その新たな非常勤職員の職を設けるに当たり、次のとおり報酬を定めます。

学校運営協議会委員、月額2,000円、そして施行期日、令和4年4月1日。

今後、3月25日の議会最終日に総務建設常任委員会委員長より報告がなされ、議決される見込みとなりましたことから、愛川町学校運営協議会規則と要綱を本日の教育委員会に提案するものでございます。

資料、まず初めに、規則から読み上げたいと思います。

（目的）第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5、第1項の規定に基づき、愛川町教育委員会が設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定める。

（趣旨）第2条 協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の支援及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、愛川町立の小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び運営方針。

(2) 教育課程の編成に関する基本方針。

(3) 前2号に掲げるもののほか学校運営に関し、必要な事項。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出) 第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他任用に関する事項について、意見を述べることができる。

3 協議会は前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長に意見を聴取するものとする。

次のページになります。

(委員) 第6条 協議会の委員は9名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 公募による町民等。

(2) 対象学校に在籍する児童または生徒の保護者。

(3) 対象学校の所在する地域の住民。

(4) 対象学校の教職員。

(5) 学識経験を有する者。

(6) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進委員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者。

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者。

2 教育委員会は、対象学校の校長から申し出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(守秘義務等) 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を、営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(会長及び副会長) 第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

次のページになります。

(委員の解任) 第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 第7条の規定に違反したと認められるとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任) 第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則、この規則は、令和4年6月1日から施行する。

以上が規則になります。

続きまして、運営要綱、こちらについても読み上げさせていただきます。

(目的) 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により愛川町立小中学校に設置する学校運営協議会の運営について、愛川町立学校運営協議会規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(意見の申出) 第2条 協議会は、教育委員会に対して意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書により行うものとする。次のページに、申出書をつけさせていただきます。

した。

(学校運営等に関する評価) 第3条 協議会は、前年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員の身分) 第4条 協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項に定める非常勤特別職の職員とする。

(研修) 第5条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則、この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○(佐藤教育長) これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○(梅澤委員) 公文書に係る、書式に則って書かれているのかなと思うんですが、規則(案)の1ページ目、第5条の「3 協議会は」の後に読点を打ったほうがいいかなというふうに思います。全て主語の後に読点を打たれていますので、ここにも同様にしたほうがいいかなと思います。同様に、裏面の第6条の後の「協議会の委員は」の後も同じく。全て主語でスタートしているので、「第8条 協議会に」とあるのですが、「協議会には、」のほうが全てそろうかなと、「は」を入れて「、」のほうがよろしいのかなと思います。細かいところですけども。

○(佐藤教育長) 他にいかがでしょうか。

これは学校からの意見聴取はしたんですよね。

○(茅指導室長兼教育開発センター所長) はい。

○(佐藤教育長) ご意見を伺っている。お話をさせていただいてもいいですか。

指導室長。

○(茅指導室長兼教育開発センター所長) 指導室長です。

この内容については、まだここまでは提示できなかったんですが、基本的な考え方は校長会の中で説明をさせていただきました。

校長先生方としては、学校現場が忙しくなってしまうような制度であると、これは大変だ

という思いから、幾つかご意見をいただいております。基本的に今それぞれの学校で行っている学校運営協議会が、そのまま継続できることをベースにして、公募委員さんや会議の公開などは、どうしても出てきてしまうんですが、できるだけ負担にならない形を取っていきますということで、ご理解はいただいております。

以上です。

- （佐藤教育長） 学校も、今回のこの提案について了承していただいているという状況でございます。

よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第20号 学校運営協議会規則・要綱の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号 学校運営協議会規則・要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長） 日程第4、議案第21号 令和4年度町営プールの運営についてを議題といたします。

詳細につきましては担当より説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 日程第4、令和4年度町営プールの運営につきましてご説明申し上げます。

愛川町教育委員会会議提出議案第21号 令和4年度町営プールの運営について。

このことについて、別案のとおり提出をする。

内容につきましては、資料によりご説明を申し上げます。

令和4年度の町営プールにつきましては、令和3年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい局面を迎えることとなります。本町の財政状況と町営プールの運営に係る経費、さらにはいまだ状況の予測がつかない社会情勢及び利用者の健康管理等を踏ま

え、縮小・整理・統合等について検討いたしましたところ、第1号公園プール、田代運動公園プールについては開設期間を短縮して運営し、三増プールについては休園をするものでございます。

開設期間につきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則及び愛川町立体育施設条例施行規則に基づき供用日が規定されておりますことから、同施行規則によりまして次のとおり供用日を変更するものでございます。

本町のプール、中津工業団地第1号公園プール、田代運動公園プールにつきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例により規定がされております。ここで、町長が都市公園の管理上もしくはその他の理由により必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができるとの規定によりまして、従来、7月17日日曜日から8月31日までの46日間の供用日を、7月23日土曜日から8月21日日曜日までの30日間と変更するものでございます。

一方、三増プールにつきましては、愛川町教育委員会が必要があると認めるときは供用日または供用時間を変更することができること定められておりまして、従来ですと7月21日木曜日から8月31日水曜日までの42日間の供用日を休園するというところでございまして、本教育委員会におきましては三増プールの休園につきまして、ご理解、ご承諾をいただきたく説明を申し上げます。

以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特にご意見、よろしいですか。

特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第21号 令和4年度町営プールの運営について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号 令和4年度町営プールの運営については原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （佐藤教育長） 会議を再開いたします。

日程第5、議案第22号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。
詳細については担当から説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） 日程第5、愛川町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、資料によりご説明申し上げます。

愛川町教育委員会会議提出議案第22号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について。

このことについて、別案のとおり提出をする。

愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、資料をご覧くださいます。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定に基づく非常勤職員であり、愛川町スポーツ推進委員に関する規則の第4条によりまして、その任期は2年と規定されております。このたび任期満了に伴い、各行政区から22名の選出がまとまりました。

添付資料をご覧くださいまして、令和4年・5年度スポーツ推進委員名簿（案）をご覧くださいます。

名簿の期数欄におけます1の数字が1期目の新委員でございます。7名の方が新任、それ以外、再任の方が15名でございます。各区長さんからご推薦をいただきましたいずれの方々も適任と判断できるため、お認めいただけますように申し上げます。

以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑等はありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第22号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決され

ました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 日程第6、議案第23号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

詳細については担当から説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （松川スポーツ・文化振興課長） それでは、日程第6、愛川町文化財保護委員の委嘱につきましてご説明を申し上げます。

愛川町教育委員会会議提出議案第23号 愛川町文化財保護委員の委嘱について。

このことについて、別案のとおり提出する。

愛川町文化財保護委員につきましては、町文化財保護条例の規定によりまして、文化財の指定、保存及び活用または指定の解除に関し、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査研究を進める教育委員会の補助機関でございまして、条例第13条におきましては、定員7名で任期は2年、再任は妨げないものと規定しております。

通年4回程度文化財保護委員会議を開催いたしまして、文化財案内板の修繕や地名標柱の石柱化に際しての文案の審議などを行っております。また、教育委員会より文化財の指定や解除等につきまして諮問があった際には、審議等を行うこととなります。

名簿の案をご覧ください。

このたび令和4年3月31日の認識満了に伴いまして、4月1日以降、委嘱を予定している方々でございます。以上7名の方、いずれも人格、識見、実績等を考慮いたしまして適任者と考えております。

この方々の委嘱につきまして、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 全員再任ということで、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑はありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第23号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○（佐藤教育長） 日程第7、議案第24号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱についてを議題といたします。

詳細については担当から説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

○（松川スポーツ・文化振興課長） 日程第7、愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱につきまして説明を申し上げます。

愛川町教育委員会会議提出議案第24号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について。

このことについて、別案のとおり提出をする。

令和4年度愛川町埋蔵文化財調査員（案）をご覧ください。

愛川町埋蔵文化財調査員につきましては、試掘、試し掘りですね、こちらの確認調査業務など、町の埋蔵文化財保護業務を円滑に進めるために、町で定める埋蔵文化財調査員設置要綱第2条の規定によりまして、教育委員会が委嘱することとなっておりますのでございます。

平本元一氏につきましては、厚木市教育委員会で文化財保護課長をお務めの後、現在、厚木市市史、市の歴史ですね、市史編集専門委員と共に本町の文化財保護委員を務めていらっしゃいます。在職中におかれましては、長年埋蔵文化財の発掘、調査に携わってこられた方で、人格、見識、実績等も鑑みまして、調査員にふさわしい方と思われれます。

平成27年度から、履歴に記載の平本元一調査員を委嘱しておりまして、令和4年度も引き続き同氏に委嘱したいと考えております。

つきましては、4月1日付をもちまして調査員に平本元一氏を委嘱させていただきたく、ご承認をお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 継続ということですので、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑はありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○（佐藤教育長） 日程第8、議案第25号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

詳細につきましては担当より説明を申し上げます。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 日程第8、議案第25号 愛川町青少年指導員の委嘱についてご説明申し上げます。

本年度末の任期満了に伴い、愛川町青少年指導員を委嘱するものでございます。

青少年指導員は、社会的信望があり、青少年に深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を持つ方の中から教育委員会が委嘱しております。

定数につきましては、各行政区から選出される22名となっており、任期は2年で、再任は妨げる規定はございません。

委員の改選に当たり行政区長から推薦いただき、22名のうち新任の委員が10名、再任が12名となります。いずれの方も適任であると考えておりますので、お認めをいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9【非公開】

- (佐藤教育長) 日程第9、議案第26号 令和4年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定については、個人情報を取り扱う案件となるため、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第10

- (佐藤教育長) 会議を再開いたします。

日程第10、その他を議題といたします。

小学校給食についての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

- (宮地教育総務課長) 日程第10、その他、(1)小学校給食についてということで、資料の3をご覧くださいと思います。

まずは、資料の裏面をご覧くださいと思います。

小・中学校給食費についてであります。

上からですけれども、様々な食品の値上げが相次ぎ、今後についても価格の上昇が予想さ

れています。また、学校給食摂取基準の改正に伴い、摂取エネルギーの基準が高くなると共に、令和元年10月には消費税が8%から10%になるなど、学校給食を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした中、基準の栄養価を維持しつつ、季節感あふれるメニューや行事食など、バラエティーに富んだ給食、安全・安心な地場産食材の積極的な活用などを考慮しますと、小学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況となっているということでございます。

右側の資料をご覧いただきたいと思いますが、以前、総合教育会議等でもお話ししておりますけれども、県下市町村の中でも愛川町は2番目に小学校給食費が安いということ、清川村につきましては地場産食材の補助が公費で入っているということで、これを考慮しますと、一番本町が安価になっているというような状況の中で、資料を戻っていただきまして、令和4年1月19日に各小・中学校のPTA会長などで組織された愛川町学校給食会による会議を開催いたしまして、小学校給食費を上げるべきとの意見が全ての委員さんからあったことから、前のページに戻っていただきたいんですが、給食費の改定を今このように考えているということでございます。

改定前、改定後の比較で申し上げますと、年額につきましては4万2,900円が改定後では4万7,300円、比較ですと4,400円の増額ということでございます。括弧書きでは、1年生は改定前は4万900円のもの、改定後では4万5,100円になるということでございます。月額で申し上げますと、改定前では3,900円、1年生は1学期は1,900円、改定後で言いますと、月額4,300円、1年生の1学期は2,100円ということで、1年生の1学期以外の月額で考えますと400円の値上げということでございます。1食単価で考えますと、改定前は235円が改定後では259円ということで、24円の増額ということでございます。

なお、給食回数につきましては183回ということで、改定前、改定後、変わってございません。なお、1年生につきましては174回ということで、こちらにつきましても変更はないということでございます。

2番の給食費の改定実施日ということで、令和4年4月1日から改定をしたいと考えております。

また、中学校の給食費につきましては、令和2年9月からスタートしました親子方式による温かい中学校給食に合わせ設定をしております、ここ1年間、もう丸1年間が経つのですが、問題なく運用されていることから、今回価格の改定は実施をしないということで、あくまでも小学校給食費のみの改定ということでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済や社会情勢を踏まえまして、給食費の値上げに対しまして、時限的ではありますが、緩和措置といたしまして、保護者の負担軽減を図るため、新年度予算におきまして、新型コロナウイルス小学校給食費特例補助金、こちらを現在、予算要求をしておるところでございます。こちらの予算が承認されれば、月額400円分の補助を公費で賄うということでございますので、各家庭における令和4年度の小学校給食費は実質値上げがないと、同額、月額3,900円の負担をしていただくという形になるろうかと思えます。現在、こちらについては予算要求をしており、審議中ということで、この予算が議決されましたら、このような形になるということでご説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 内容はおおむね了承できるものかと思われま。前回の総合教育会議でも議題に上がったのでおおむねよろしいかなと思うんですけども、今後、保護者に説明するに当たり、1枚目の裏面、4行目、消費税率が上がったことが書いてあるんですが、食材は軽減税率の対象ではないかと思うんですね。なので、このことは記載しないことや、あるいはお伝えないことが望ましいかと思われま。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

確かに軽減税率かかっておりますので、今、3月25日に議会最終日ということで、ここでも来年度予算が議決をされます。その日、あるいは翌週早い段階で、各保護者には通知をしたいと考えております。その中では、この消費税のところについては、触れないように考えておりますので、そのように対応したいと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 今の保護者への説明のことについてなんですけれども、実際にどういった文書を保護者にお届けするのか、私たちはもう行ってしまったものを次に見る方法しかないでしょうか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 今、資料を作成中なのですが、今申し上げました消費税は確かに軽減税率なのですが、輸送代とかそういったところにも転嫁されているということで、資料には記載をさせていただいたんですけれども、小学校給食会でもなるべく分かりやすく記載した通知を各家庭に配布して、今こういった状況がある中で、小学校給食費を上げるのはやむを得ないんだよと、理解を得てくださいとのことでした。

それと、今、来年度予算で要求しております予算の部分ですね、400円の増額部分のところがまだオープンにできない状況ですので、25日以降に通知をしたいと思っております。今日、ご提示できなくて大変申し訳ないんですが、分かりやすく、見やすい、シンプルな資料にして皆さんにご周知をしたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 篠崎委員。

○（篠崎委員） すみません、もう少し補足で。

愛川町の給食がどれだけ魅力的かということ、それからパクパクデーですとか、いろんな行事の給食も考えているという魅力的な面を前面に出して、ご理解を得られるような文書をつくっていただければいいなと思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

そういったところも可能な限り、ちりばめながら、周知してまいりたいと思います。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

○（篠崎委員） はい、ありがとうございました。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

では、25日に議会で可決された後の通知発送ですから、一応、今の段階では25日に発送するというので考えておりますので、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 他に質疑ないようでございますので、小学校給食についてはご了承願います。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応状況についての説明をお願いいたします。
指導室長。

- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 指導室より学校関係の状況、特に資料はございませんが、口頭でお伝えをいたします。

コロナ対応につきましては、3月17日付で教育長宛ての通知が出されたことを受けまして、学校長宛てに18日付で注意喚起の文書を発出しております。

内容としましては、まん延防止等重点措置の期間は21日までとなるが、引き続き児童・生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要で、学校に持ち込まない、学校内に広げないを基本に感染防止対策の徹底をお願いしています。

さらに、休業期間に入りますので、家庭での健康観察や基本的な感染防止対策の徹底も盛り込んだ内容になっております。

いずれにいたしましても、今後も気を緩めることなく、学校と連携しながら対応していきたいと考えております。

学校関係は以上です。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。
- （松川スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課所管の施設・行事につきまして、前回と異なる変更点を中心にご説明申し上げます。

施設についてでございますけれども、まん延防止等重点措置の解除に伴いまして、本日火曜日から通常開館といたします。1号公園トレーニングルームにつきましても、これまで2部制、なおかつ予約としておりました運営を通常どおりの運営というふうな形で進めてまいりたいと考えています。

学校開放事業につきましても、これまで時間短縮の措置を残しておりましたが、屋内、屋外ともに通常開放といたします。

行事についてでございますけれども、先般、19日の土曜日には、ラグビー観戦ツアーを18名参加の下、現地集合、現地解散ということで、町民の皆様にとってはなかなか見ることのできないスポーツに触れ、楽しい時間を過ごしてきたところでございます。

本日、22日火曜日の夜間には、学校施設開放団体の説明会を実施いたします。

今度の日曜日、3月27日につきましては、三増公園におきまして、F C相模原によります少年少女サッカー教室の実施を予定してございます。

スポーツ・文化所管につきましては以上でございます。

- （佐藤教育長） 生涯学習課長。
- （上村生涯学習課長） 続きまして、生涯学習課所管の施設等につきましてご説明申し上げます。

ます。

前回からの追加変更事項につきましては、二重線で印をさせていただいております。

初めに、図書館でございます。まん延防止措置解除に伴いまして、図書館は本日休館日のため、3月23日、明日から閉館時間を通常の午後6時としているところでございます。

続きまして、文化会館、半原公民館、中津公民館でございます。こちらにつきましては、文化会館は本日休館日ですが、半原・中津公民館につきましては、本日から午後9時を閉館として運営をしております。

社会的距離確保のため、部屋の定員、今まで2メートル間隔の割合を使用して制限してまいりましたが、1メートル間隔に緩和しながら運営をしております。

次ページをご覧くださいと思います。

児童館管理運営についてでございます。こちら、まん延防止期間解除後の町の取組状況、公民館午後9時閉館等について、各行政区に周知をする予定でございます。

生涯学習課は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にないようでございますので、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応についてはご了承願います。

本日の案件につきまして全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いいたします。

篠崎委員。

○（篠崎委員） すみません、先ほどタイミングを逸してしまいまして、大分前に戻ってしまうのですが、日程第2の議会定例会のことについてなんですけれども、通学路の安全対策の取組と課題についてですね、大分戻ってしまっただけなんですけれども、この部分で、通学路安全対策協議会というのが設置されていて、各学校から、小学校から、こういったところが危ないとか意見が寄せられていると思うんですけれども、それぞれ通学路の送り迎え、見守り隊などを老人会の方がやられていると思うんですけれども、その方たちのこんな箇所が危ないよとか、そういったような意見とかは吸い上げられているのかどうか

を知りたくて、質問させていただきたいと思います。

- （佐藤教育長） 老人会等のご意見等は伺っているのかどうなのかというご質問ですが、いかがでしょうか。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） 今、危険箇所を挙げていただいているのは、PTA、学校、それと町の所管課、道路課ですとか住民課、そういったところに調査をかけております。主には学校からの危険箇所調査という形になります。

ですので、その見守り隊の方たちが学校にそれをうまく伝えていただければ、学校さんからそれが上がってくるのかなと思っているんですけども、直接町にそういった方から危険だよという箇所の情報が来るということは、今のところないものですから、今後、そこについては学校ともう一度検討しながら、効率的かつリアルタイムに危険箇所の情報が入るように協議検討してまいりたいと思います。

以上です。

- （篠崎委員） ありがとうございます。

ぜひ、一番リアルな危ないところというのをご理解されていると思いますので、ぜひ学校とパトロールの方々との連携が、すごく密に取れるような形で進めていただきたいと思います。お待ちしております。

- （宮地教育総務課長） はい、分かりました。

- （篠崎委員） ありがとうございます。

- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、事務局で何かございますか。

- （事務局） 特にございません。

◎閉会

- （佐藤教育長） それでは、以上で3月定例会の議事日程は全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。

なお、次回の教育委員会臨時会は、4月1日午前11時30分から、愛川町文化会館特別会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和4年4月19日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

大貫 洋

教育長職務代理者

教育委員

榮利 隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

篠崎 美和

調整職員

熊坂 健一